

## 芦屋市商工会コワーキングスペース 施設利用契約書

本利用契約（以下「会員契約」という）は、芦屋市商工会（以下「管理運営者」という）とコワーキングスペース施設利用者（以下「利用者」という）が相互に緊密なる連携を保ち、双方誠実に履行するために次のとおり定めるものとする。

第1条 利用者は、管理運営者が設置するコワーキングスペース（以下「本施設」という）の利用に際し、公序良俗に反する行為を行わず、各種法令を順守し、別に定める本施設の利用規程について全文を理解した上で、会員契約を誠実に履行するものとする。

第2条 管理運営者は、本施設の設置目的を実現するために交流事業及び創業から経営改善、安定、革新までの各ステージに応じた各種経営支援事業を実施し、利用者はその利活用に努めるものとする。

第3条 利用者は、芦屋市内での商工業活動に取組み、管理運営者の組織体に参加するよう努めるものとする。

第4条 万一、本施設利用規程及び各種法令に反した場合、もしくは双方の信頼関係が構築できなかった場合には、利用者は、管理運営者の判断により本契約が解除されても異議なく、その結果損害の賠償が発生した場合は、速やかに、その支払いに応じなければならない。

管理運営者及び利用者は、当契約書を2通作成し、署名押印の上、各々1通ずつ保管する。

平成 年 月 日

(管理運営者)

住 所 芦屋市公光町4番28号  
施 設 名 芦屋市商工会 コワーキングスペース  
代表者名 会長 永瀬 隆一 ⑧

(利用者)

住 所  
事業所名  
代表者名 ⑧